唐代府兵制の再検討

——折衝府の歴史地理的分析——

愛宕元

はじめに
一　城壁をもつ折衝府
二　折衝府の國家施設警護
(1)　帝陵と折衝府
(2)　離宮と折衝府
(3)　關津と折衝府
(4)　渠水と折衝府
三　歴史的地理的にみた折衝府
結　語

はじめに

先に折衝府武官ポストが官歴としてどのように運用されているかを跡づけることによって、唐代府兵制の動的側面を明らかにし、制度崩壊の過程について検討を加えた。(1) 本稿では、その崩壊の一因とされる折衝府の偏置について、歴史地理的に考察することにより、さらなる検討を加え、制度史研究では見えてこない歴史の實像をいささかなりとも明らかにし

たい。

唐代府兵制の根幹をなす軍府、すなわち折衝府が全國に平均して設置されたのではなく、特定地域にきわめて集中して設置され、それが軍府州における農民の兵役負擔の過重を必然的に生起し、遂には制度が機能マヒに陥ったとする理解はそれなりに説得力はある（負擔の不均衡を否定する解釋もある）。そこでまず、唐代折衝府の設置總數について見ておこう。『新唐書』地理志に記す府州別の四四八府の折衝府名は、諸文獻に言う六〇〇府前後という總數とは大幅にずれがあり、その缺落部分を補うべく努力がなされてきた。その主なものを擧げると次の通りである。

勞經原『唐折衝府考』　增補一〇九府

羅振玉『唐折衝府考補』・『同拾遺』　增補六九府

谷霽光『唐折衝府校補』　增補三〇府、計六三〇府（以上『廿五史補編』所收）

同右『府兵制度考釋』　最多六三三～六三四府（一九六二　上海人民出版社）

薛英群・丁廣學「甘肅莊浪銅虎符」增補一四府（『考古與文物』一九八〇―二）

賀梓誠「關於唐史中一些問題的糾正和補充―唐墓誌銘劄記之三」若干の增補（『文博』一九八四―三）

張國剛「唐代府兵淵源與番役」增補二二府（『歷史研究』一九八九―六）

武伯綸「唐京兆郡折衝府考逸」若干の增補（『考古與文物』一九九〇―六）

李方「唐折衝府增考」增補三〇府、計六六〇府

以上の諸論考はともに既存の文獻史料では知り得なかった唐代（一部隋代を含む）折衝府名を、新出墓誌銘等の石刻史料や吐魯番文書等に據って新たに折衝府名やその所在を明らかにしたもので、一定の意義は認めねばならないが、折衝府の名稱を掘り起こしてその總數を增補することにもっぱら意が用いられているだけのように見受けられる。特に李方氏の論文は、賀梓誠論文に據りつつ二、三の新出墓誌銘や吐魯番文書からいくつかの未知の折衝府名を拾い上げただけの、まさ

しく「増考」以外の何ものでもない。ただ谷氏『考釋』では全國的な折衝府の分布の疏密について踏み込んだ考察がなされ、その歴史的意味についても一定の見解は示されてはいる。しかし、それも長安・洛陽及び河東方面に密度高く配置された唐代折衝府の分布から、強幹弱枝策であるといった見解の枠を超えるものではない。分布の疏密は、確かにマクロ的にはそのように理解して大筋では間違ってはいないであろう。しかしながら、隋唐國家の成立過程を通時的にながめながら、折衝府分布の地域的な疏密だけでなく、個々の折衝府の立地にまでミクロ的に検討してみると、従前には見えてこなかった折衝府の性格が立ち表われてくるはずである。

本稿で取り上げる個々の折衝府名は『新志』及び上記諸論考に擧げているもの、及び筆者が現時點で検索し得た以下の諸府である。

1 京兆府會善府都尉　楊景崇墓誌　開元20（『洛陽新獲墓誌』34　一九九六　文物出版社）
2 京兆府元城府(2)折衝　張登山墓誌　天寶14（『北京圖書館藏中國歴代石刻拓本匯編』26—139）
3 京兆府原城府(3)折衝都尉　莫高窟第一九九窟題記　盛唐（『敦煌莫高窟供養人題記』90頁　一九八六　文物出版社）
4 雍州登□府校尉　龍門造像銘　唐初（『續補寰宇訪碑錄』11—8a）
5 雍州白樂府左果毅　孟貞墓誌　開元2（『唐代墓誌銘彙編附考』16—183）
6 京兆府萬善府別將　李忠義墓誌　天寶7（『文博』一九九〇—一）
7 京兆府馮翊府(4)別將　同右
8 京兆府（？）豐儀府果毅(5)　何光墓誌　龍朔元（『洛陽出土歴代墓誌輯繦』249　一九九一　中國社會科學出版社）
9 岐州永達府長史　楊藝墓誌　隋代（『芒洛冢墓遺文四編』2）
10 扶風郡（岐州）玉泉府左果毅　李忠義墓誌
11 扶風郡邵告府(6)左果毅　同右

12 岐州（？）鄜邑府折衝　鄧溫墓誌　太極元（『文博』一九九三―三）
13 虢州（？）恆農府折衝　霍處訥墓誌　開元12（『洛陽出土歴代墓誌輯繩』476）
14 豫州（7）傅山府鷹揚　楊徹墓誌　隋代（『洛陽新獲墓誌』17）
15 汝州犨城府（8）校尉　淮南公杜君墓誌陰　隋代（『八瓊室金石補正』38、『唐代墓誌銘彙編附考』9―842）
16 絳州朔田府折衝　臧曄墓誌　貞元13（『千唐誌齋藏誌』965　一九八三　文物出版社）
17 西河郡（汾州）陸壁府折衝（9）　天寶4（『房山石經題記匯編』2頁　一九八七　書目文獻出版社）
18（太原府）洛陰（廢）府　在（陽曲）縣東北六十里洛陰故城（『永樂大典』巻五二〇四・一六葉表）
19（太原府）歸業府（同右）
20（太原府）原仇府（10）　北周期（同右）
21 澤州池水府左果毅　董虔運墓誌　開元10（『洛陽出土歴代墓誌輯繩』464）
22 幽州莫樂府折衝　李經墓誌　神龍元（『山右冢墓遺文補遺』5b）
23 幽州昌平府左果毅　宋禎墓誌　垂拱2（『考古』一九八六―五）
24 同谷郡（成州）夏集府折衝　張無價告身　天寶10（『吐魯番出土文書』第10冊2頁・4頁）
25 江都（揚州？）安德府司馬　孫隆墓誌　隋末（『芒洛四編』2）
26 袁州（？）宜春府左果毅　管元惠墓誌　開元26（『文物』一九八三―三）
27 撫州巴陵府（『永樂大典』巻八〇九二・一三葉表）
28（西州）交河府衛士范歡進　顯慶3（『吐魯番出土文書』第5冊142頁）
〔所屬府州不明の折衝府〕
29 城紀府左果毅　本願寺金剛經碑陰　開元7（『常山貞石志』8）

30 弘敎府隊正　七世紀後半（？）判集（池田溫『中國古代籍帳研究』318頁 P.3813背）
31 咨調府長史　龍門造像銘　萬歲通天元（『續補寰宇訪碑錄』10）
32 周王府隊正　李元昭墓記　咸亨3（『國立北平圖書館藏碑目』45b『石刻史料新編』第三輯所收）
　周王府隊正　李南容（『新唐書』72上　宰相世系表2上　8—2522）
33 進德府司馬　張雲墓誌　隋代（『千唐誌齋藏誌』52）
34 西梁府鎭守大將軍　曩進墓誌　元和2（『中州冢墓遺文補遺』8b）
35 宣範府果毅　隋代（『弘贊法華傳』10　T51・46c）
36 統安府左果毅　元師奬墓誌　垂拱元（『文博』一九九三—五）
37 鄴川府果毅(11)　何夫人墓誌　咸亨5（『芒洛續編』中19b）
38 臨彰府折衝(12)　李懷德墓誌　廣德元（『文苑英華』951）
39 高陵府長上左果毅（李）道海　時期不明（『房山石經題記彙編』200頁）
40 文義府長上果毅（李）師感　時期不明（同右）
41 高思府果毅長上　譙國公夫人武氏墓誌　先天2（『文博』一九九三—二）
42 淮音府折衝　鄧溫墓誌　太極元（同右一九九三—三）
43 孝義府折衝　高足酉墓誌　萬歲通天2（『洛陽新獲墓誌』34）
44 順政府統軍　郭行節墓誌　隋代（『洛陽出土歷代墓誌輯繩』390）
45 崇訓府隊正　□孝長墓誌　貞觀14（同右103）
　崇訓府司馬　趙才墓誌　永徽3（同右147）
46 輔賢府左果毅　馮師訓墓誌　長壽3（『中國歷史地理論叢』4）

47安化府驃騎將軍　史道德墓誌　隋代（『固原南郊隋唐墓地』一九九六　文物出版社）
　安化府軍頭　史鐵棒墓誌　乾封元（同右）
48安丘府鷹揚郎將　史索岩墓誌　隋代（同右）
49立功府驃騎將軍　同右　唐初（同右）
50掌設府驃騎將軍　同右　唐初（同右）

折衝府名は今後も新出墓誌等によって若干數は判明するであろうが、右に擧げた所屬府州の明らかな二八府からだけでも知られるように、關內道、河南道、河東道、隴右道といった地域の折衝府であろうことはほぼ豫測出來、從來から言われているように、強幹弱枝という唐朝の基本的な戰略思想に再考を迫ることはなかろう。また谷氏が六三三乃至六三四府、李氏が六六〇府に增補された設置總數についても、隋代の名稱が唐代に改稱されたものが少なからずあることを考慮すれば、既存文獻に言う六百數十府という概數だけで十分であり、正確な總數を求めることにさほど重要な意義があるとは思えない。ただ名稱については、筆者が檢索した五〇例を通覽してみると、隋代及び唐初には安德、進德、宣範、順政、安化、立功、掌設といった抽象名が目に附く。貞觀初に全國的な制度化が完成した時點で、地名に因る名稱に統一されたものと考えられる。

さて、折衝府の官衙としての有樣、配備立地の歷史地理的な檢討、唐朝創業期に直面していた統一戰略の考察等を通して、唐代府兵制の制度的虛構性、そのように制度化がなされねばならなかった時代的必然性について以下に考えることにしたい。

一　城壁をもつ折衝府

折衝府名には新城府（京兆府）、鄜邑府（岐州）、胡壁府（河中府）、天固府（寧州）といった城、邑、壁、固などを伴うものが六〇府以上、全體の約一割を占めることから、折衝府が城壁で圍繞せられた軍事上の要塞であったことがまず類推される。事實、城壁を有する折衝府の事例は多く見い出せる。

まず州縣城の城内に設置されていたことが確實に判明するものとして次のものがある。長安城内の延福坊に眞化府・宣平府、宣平坊に義陽府、永樂坊に永樂府、金城坊に匡道府が置かれていた。(13) 太原府の竹馬府は府城内に、芳州の甘松府は郭下常芬縣城内に、涼州の麗水府は昌松縣城内に、沙州の龍勒府は壽昌縣城内に置かれていた。(14) この内、甘松府は北周武成年間（五五九～六〇）に吐谷渾を驅逐後に築城された甘松防という要塞がこの地の軍政支配から民政へと轉換されて芳州治とされたのをそのまま折衝府へと引き繼がれたものである。これら州縣城内の折衝府は城内の一坊乃至數坊を占め、かつ坊墻も城壁に匹敵する強固なものであったと考えられる。その他、折衝府名と縣名が一致するものが少なからず見える。京兆府の渭南府、岐州の岐山府・岐陽府・鳳泉府、邠州の宜祿府、隴州の臨汧府、寧州の羅川府、慶州の蟠交府・樂蟠府・同川府、鄜州の洛交府、延州の延安府・金明府・延川府、靈州の鳴沙府、夏州の寧朔府、綏州の大斌府・綏德府、河南府の伊陽府、虢州の恆農府、汝州の郟城府・魯山府・龍興府、河中府の寶鼎府、晉州の神山府、絳州の正平府・太平府・翼城府・萬泉府、慈州の吉昌府・仵城府、隰州の隰川府、太原府の太原府、汾州の介休府、石州の離石府、忻州の秀容府・定襄府、代州の五臺府・雁門府、雲州の雲中府、潞州の上黨府・銅鞮府、澤州の沁水府・高平府、懷州の河内府・武德府、魏州の元城府、相州の臨漳府、洺州の肥鄉府、恆州の恆山府、易州の遂城府、幽州の良鄉府・昌平府、平州の盧龍府、檀州の密雲府、薊州の漁陽府、峽州の夷陵府、襄州の鄧城府、利州の嘉川府、秦州の成紀府・清水府、渭州の渭源府、蘭州の金城府、岷州の祐川府・和政府、涼州の姑臧府、西州の交河府、袁州の宜春府、潭州の長沙府、松州の交川

府、廣州の番禺府、潘州の潘水府がそれである。これら折衝府のかなりのものは同名の縣城内に置かれていた可能性がある。その外にも舊縣城や廢軍鎮等の故城址を利用したと思われるものが少なくない。

京兆府槐里府：興平縣の東南一〇里の地に城周一二里、城高二丈五尺の槐里故城が殘っている。この故城はかって西晉期に始平郡城であったものである。(15)

京兆府灌鐘府：鄠縣の東北二五里に灌鐘故城がある。秦始皇帝が全國から武器を回收して熔解し鐘鐻を作った地と傳えられる。(16)

京兆府頻陽府：美原縣の西南三里に城周六里餘の頻陽故城がある。(17) 後述するように、頻陽府は高祖獻陵との關係もありそうである。

京兆府水衡府：雲陽縣の南一五里に水衡城があり、唐初の一時期には縣治も置かれていた。(18)

華州鄭邑府：郭下鄭縣西北三里に春秋以來の鄭故城がある。(19)

華州懷德府：同州朝邑縣西南四三里に懷德故城がある。懷德府はこの故城に據ったものであれば、同州所屬とせねばならない。(20)

鳳翔府三交府：寶雞縣の西一六里に三交故城がある。この故城は司馬懿が諸葛亮に對抗して築かせたものである。(21)

隴州龍盤府：上元元年（六七四）以後に吳山縣が置かれることになる龍盤城がある。(22)

寧州天固府：彭原縣の南に隋代に置かれた軍鎮である天固堡がある。(23)

寧州大延府：襄樂縣の南に于延城がある。(24) 大と于はいずれかが誤りであろう。

坊州杏城府：中部縣西南五里に五胡期以來の杏城鎮が殘っている。(25)

延州塞門府：延昌縣西北二〇里に塞門鎮という軍鎮がある。(26)

靈州鳴沙府：北周の建德六年（五七七）に設置された鳴沙鎮城を繼承したのが唐代の鳴沙縣城である。(27) 軍鎮から縣治へ、

そして同名の折衝府が縣城内に置かれていたことを強く示唆する事例である。

河南府箕山府・公路府：この二府は大業一二年（六一六）に煬帝の命によって大運河最大の中繼倉である洛口倉城内に移されている。[28] 各地で叛亂が激しさを増しつつあるこの時期、糧食の一大集積基地である洛口倉の防衛強化策であることは言うまでもないが、折衝府が單なる府兵の點簡・訓練・番上等の機關ではなく、實戰部隊を擁した軍事單位であることを示す好例である。翌年に李密が洛口倉城を占據した際には、倉城防衛に當る箕山府郎將張季珣が強固に抵抗している。[29] 洛口倉城所在の鞏縣に西南鄰する緱氏縣には袁術固や公路壘と呼ばれる後漢末に袁術によって築かれた故壘が殘っており、[30] 公路府は本來はこれらのいずれかに置かれていたものと考えられる。

河南府陽樊府：濟源縣の東三八里に春秋期の陽樊邑が故城址として殘っている。[31]

河南府軹城府：濟源縣の東南一三里に故軹城又は軹縣故城と呼ばれる戰國魏の城址が殘っている。後述するように、同地には關所の軹關城がある。[32]

河南府原邑府：濟源縣の西北九里に濟源故城が殘っている。これは春秋期の原邑故城である。[33]

河南府原城府：濟源縣の西北二里に故原城という故城が殘っている。やはり春秋期の邑城址である。[34] 先の原邑府と原城府はともにこれら故城址を修築して折衝府所在地とされた可能性が大である。

河南府溫城府：溫縣の西（又は南）三〇里に溫城故城がある。漢・晉以來、隋煬帝期までの溫縣城である。[35]

河南府（？）慈潤府：新安縣の東南二〇里に慈潤故鎮がある。北周保定六年（五六五）に設置された軍鎮で、唐創業期の武德三年（六二〇）に王世充と羅士信の間でこの故鎮をめぐる激しい攻防戰が展開されている。[36]

鄭州溱州府：新鄭縣の北一三里に溱州故城がある。東魏の侯景によって築かれた軍壘である。[37]

河中府陶城府：郭下河東縣の北四〇里に舜の都城と傳えられる故陶城がある。[38]

河中府綏化府：虞鄉縣の西北三〇里に綏化故城がある。北魏期の綏化郡治が置かれた城址である。[39]

河中府桑泉府：臨晉縣の東一三里に桑泉故城がある。隋代に桑泉縣治が置かれていた。(40)

絳州桐鄉府：聞喜縣の西南八里に桐鄉故城がある。漢代の聞喜縣城址である。(41)

絳州周陽府：聞喜縣の東二九里に周陽故城がある。前漢文帝期の周陽侯趙兼の封邑城址である。(42)

絳州垣城府：垣縣の西北二〇里に漢の垣縣治が置かれていた故垣城がある。(43)

絳州蒲邑府：隰州隰川縣の北四五里に蒲邑故城がある。春秋晉文公の公子時期の邑と傳えられる。(44)

汾州六壁府：汾州には北魏太平眞君五年（四四四）に稽胡對策として築かれた六壁城が殘っている。六角の城形から六壁城と呼ばれた。(45) 汾州孝義縣西北一八里の「其の城は紆曲す、故に團城と名づく」とあるものと同一の城址であろう。(46)

汾州賈胡府：靈石縣の南三五里に賈胡堡という堡壘が殘っている。陰地關の東北に當る戰略的要衝の地である。唐の建國時、高祖李淵集團が太原から南下した際に、隋將宋老生に阻まれて駐軍した地である。(47)

雲州雲中府：綾羅泉という泉源のある快馬城に雲中府は置かれていた。(48)

雲州恒安府：雲州には北齊天保七年（五五六）に設置された恒安鎮があり、對漠北の要衝であることから隋代まで軍鎮として存續した。貞觀一四年（六四〇）には雲州治が恒安鎮に移されている。從って州城内の折衝府ということになるが、むしろ軍鎮から直接に折衝府に移行したことを示す具體的な事例と言える。また隋末以來の群雄の一人である苑君璋が一時期據った「地は險にして城は堅し」といった要害の地でもあり、唐代折衝府の立地を知る上で極めて重要な事例でもある。(49)

邢州龍騰府：隋開皇一六年（五九六）に新設された青山縣が大業二年（六〇六）に廢せられて「縣は龍騰府に屬す」とされているから、舊縣城がそのまま折衝府に引き繼がれていることが判る。つまり折衝府は城壁によって圍繞されていることがあたり前ということが知られよう。(50)

相州鄴城府：鄴縣城至近の東五〇歩に故鄴城がある。(51) 曹操によって築かれた鄴北城か、あるいは東魏・北齊期の南城か

はこれだけでは判然としないが、南北いずれかの鄰城址であることは間違いない。

江陵府夷陵府：夷陵縣治は隋代には石皋城（下牢戍城）に置かれていたが、唐初武德四年（六二一）に縣治は夷陵府に移され、次いで貞觀九年（六三五）に陸抗故壘に移された。[52] この變遷から判るように、群雄が各地に割據する唐初にあっては地方行政府が軍府と同居し、安定期になって初めて軍政と民政が分離されている。創業期にあって再統一を遂行しつつある唐朝が確保した地においてまず軍政支配を實施する際に折衝府がいかに重視されたかが判る事例である。下牢戍（鎭）城の地は長江が三峽の峽谷部を拔けて江漢平原に出た所であり、隋による平陳戰に際しても陳側がまさしくこの地において長江に鐵鎖をわたして隋水軍を阻止しようとした戰略的要衝であった。[53]

渭州渭源府：渭州には渭源縣があるが、墓誌銘によって渭源鎭の存在が知られるから、渭源府という軍府は、縣城内ではなく鎭城と同所に設置されていたと見なすのが妥當であろう。[54]

洮州安西府：郭下臨潭縣の東四〇里に北周武成元年（五五九）に吐谷渾討伐のための前進基地として築かれた故城があり、貞觀一三年（六三九）にはこの城址に安西府が置かれた。[55] 折衝府が邊境において國防を擔う鎭や戍と全く同じ性格を有する軍事的要塞であることを示す事例である。

岷州和政府：和政縣の西北七里に和政府が置かれていたことが確認出來るから、縣名と府名が同じではあるが、折衝府の所在地は異なる。[56]

芳州扶松府：『括地志』逸文に「臨洮より西南、芳州扶松府以西、並に古の諸羌の地なり」[57] と見え、唐代西邊の重要軍鎭としてのあり方がうかがえる。

涼州明威府・武安府：郭下姑臧縣の北一八〇里に明威戍が、西北一六〇里に武安戍が置かれている。[58] これらは戍と折衝府が併置されているものと見てよかろう。

壽州安城府：宋代安豐縣の南四里に廢安城府が殘っており、隋開皇一六年（五九六）に設置されたものという。[59] 宋初に

おいて唐の折衝府であったことが判るのは、城址が殘っていたためと考えられる。

潤州金山府：金壇縣下の金山府は、隋末の動亂に際して鄕人達が自衞のために「保聚」した場所であることから、[60] 城壁を有していたことは確實である。

蜀州灌口府：蜀州に北鄰する彭州導江縣の西二六里に北魏期に設置された灌口鎭がある。五百里の閒、兩岸壁立する隘路が續き、「井陘之阨」に比せられる難所、つまりは交通や戰略上の要衝の地である。[61] 灌口府は鎭と相對して南の蜀州側に置かれていたものと考えられる。

大寧府：所屬府州不明の折衝府として羅氏が擧げられているものであるが、懷州修武縣の東南三八里に殘る太寧城に比定出來るとすれば、懷州の折衝府ということになる。[62]

以上に城壁をもつと考えられる折衝府を列擧してきたが、『括地志』や『元和志』といった唐代編纂の地志に故城と記されているものは、明らかに唐代に故城址が殘存していたはずのものであるから、折衝府の多くはこれら故城址を修築して再利用していたこと、すなわち折衝府は城壁を有するのがごく一般的であった可能性が極めて大であったことを示していると言えよう。そこでこの可能性を裏附けるためにも、確實に城壁をもつ折衝府をいくつか示そう。

隋末の群雄高士達・竇建德集團が趙州晏城府を攻擊した際のこととして、「(東海公高) 檻脫、兵を領して劫抄し、晏城府に至りて城中の兵の射る所と爲りて死す」とある。[63] 城中からの射擊で射殺されたのであるから、晏城府という折衝府が城壁で圍繞されていること、また戰時に軍事要塞として機能していることが明確に判るのである。太原府洞渦府は「楡次縣城內に在り。周一百七十步、廣（武の誤りであろう）德五年に置く。後に廢す」と見える。[64] 城周が一七〇步（約二六五米）というのは縣城としてはあまりにも小さきに過ぎるから、この城周は楡次縣城內の數坊を一般坊墻よりも高く厚く強固に構築した折衝府の占有區を圍繞した城壁に違いない。この事例は、既述の州縣城內に置かれたいくつかの折衝府の存在形態を知る上で貴重である。同じく太原府の信僮府は「唐の府兵の居せし所也。周三里五十步、縣の東一里に在り、徵する

に基趾有り。元一統志、舊經に云う、北齊の原仇府、大業三年に至りて廢せられ、後に置き歸業に改む。唐聖曆二年に廢せらる。遺址猶お在り。[65]」とあることから、明初においても折衝府城の城址が殘っていることが知られる。信僮府の場合、縣城の東一里という至近の地に置かれた城周三里五〇歩（約一七五八米）というかなり大規模な折衝府城ということになる。また『臨川志』には撫州樂平縣（宋縣である）に殘る故城址について「又た古城と號す。或は嘗て折衝府爲りて、巴陵府と稱すと謂う。[66]城壁隱然として猶お存す。鼓角堆及び稅務の遺址存す。」と云い、撫州の巴陵府なる折衝府城址の存在を記しており、『正德潁州府志』卷一古蹟條にも「東城・西城、俱に州北七十里の五樟村に在り。近きこと兩城相い去ること三十里。相い傳えて、唐は府兵を置き、此に分戍せしめ、築城し屯營し、遂に名づくと。[67]」と見える。撫州と潁州の二例はあくまでも故城址に關する傳承であり、唐代の折衝府であると斷定は出來ないが、唐代の折衝府が城壁をもつものであるとする後世に至るまでのごく一般的な認識を示すものとして、重要な史料であると言えるであろう。

二　折衝府の國家施設警護

(1)　帝陵と折衝府

貞觀一三年（六三九）に刻せられた「齊士員獻陵造像銘[68]」には造像者名として王保府、頻陽府、懷信府、天齊府、長豐府というともに京兆府所屬の折衝府の武官名、三原縣令・檢校陵署令及び「陵寢二所宿衞人」たる呂村以下九ヶ村の宿老達等の名が見える。三原縣の東一五里[69]にある高祖獻陵と上記五府のいくつかはきわめて近い距離にある。既述のように、頻陽府は三原縣に東北鄰する美原縣の西南二里の頻陽故城に比定出來、また天齊府は三原縣西北二五里の天齊原乃至原上の天齊祠の地に比定出來る。[70]他の三府も京兆府所屬であり、恐らくは獻陵に比較的近い地であったと考えられる。陵署令を兼ねる三原縣令や獻陵近邊諸村の宿衞人達[71]とともに、獻陵至近の地の折衝府武官名が見えることから、これら折衝府の

設置は獻陵警護を主要な任務としたものではないかと考えられるのである。同じく京兆府の九嵕府も、醴泉縣西北六〇里の九嵕山に貞觀一〇年（六三六）から造營が始まった太宗昭陵に附設された折衝府である可能性が大であると言えよう。

(2) 離宮と折衝府

離宮と同名の折衝府もかなり見い出すことが出來る。京兆府の溫湯府は昭應縣の溫泉宮（後の華清宮）と關連があろう。驪山溫泉が正式の離宮とされるのは貞觀一八年（六四四）であるが、北周・隋代にすでに離宮に匹敵する施設を備えていた。[72] 京兆府の甘泉府は鄠縣西南二二里に置かれた隋の甘泉宮と同名である。[73] 同州長春府は朝邑縣に置かれた北周以來の長春宮と關連しよう。唐初武德二年（六一九）には洛陽に據る王世充に對する戰略基地として長春宮には陝東大行臺が置かれ、秦王世民（後の太宗）が鎭するという要衝でもあった。[74] 同州興德府は馮翊縣南三二里に置かれた興德宮と關係しよう。すぐ南には渭水の重要渡津である興德渡もある。[75] 陝州上陽府は虢州湖城縣の隋の上陽宮と關係しよう。湖城縣は陝州と虢州の州境に位置する。上陽宮は貞觀初めに離宮として再整備され、咸亨元年（六七〇）に廢せられるまで存續した。[76] 陝州恆農府は、隋大業初めに陝縣に置かれた弘農宮と關係がありそうである。[77]

以上に離宮と折衝府の立地及び名稱の一致を示したが、折衝府武官が離宮の留守職等を兼務している事例が墓誌に見えるから、[78] 離宮と同所に置かれた折衝府が離宮の日常的警護に當っていたことはまず閒違いないと言ってよかろう。

(3) 關津と折衝府

河南府成皋府は汜水縣東南二里に置かれていた同名の成皋關と關係しよう。[79] 河南府轘轅府は緱氏縣東南四六里に置かれた後漢以來の轘轅故關と關係しよう。[80] 河南府函谷府は函谷關と關係しよう。舊關城は陝州靈寶縣南一〇里にあるから河南府外である。新安縣東（北）一里の新關城に置かれたと考えられる。[81] 北周期には通洛防として強固に要塞化され北齊の入

關に備えた。[82] 汝州魯陽府は魯山縣西南一九里にある魯陽關と同所に置かれた折衝府であろう。魯陽關も北周が對北齊のために設けたもので、三鵶鎭とも呼ばれる軍鎭でもあった。[83] 河南府鞏洛府は鞏縣にある洛水の渡津である鞏洛渡と關係があろう。[84] 河中府大陽府は谷氏『校補』に指摘するように、南鄰の陝州に所屬すべき折衝府である。陝州郭下陝縣東北三里に架けられた黃河三大渡津橋の一である太陽橋、及び縣西北四里に太陽故關がある。關は古來の渡津の地茅津に北周大象元年（五七九）に設置されたもの、橋梁は貞觀一一年（六三七）に架橋されたものである。[85] 關が東北三里、橋梁が西北四里と方向が異なるが、東・西はいずれかが誤りで、同所でなければならないのは當然である。黃河浮橋という要衝であるが故に關が置かれ、そして折衝府もまた必然的に置かれることになったと言える。河中府永和府の所屬府州は隰州の誤りではないかと考えられる。すなわち隰州永和縣の西、黃河に臨んで中央刑部司門曹が直接管理する下關の一永和關が置かれているからである。[86] 永和關は黃河の渡津でもあり、北齊期の永和鎭城を繼承したものである。絳州正平府は郭下正平縣と名稱が一致するが、縣西三〇里に北齊期に置かれた故武平關、あるいは縣南七里の故家雀關とむしろ關係がありそうである。[87] 絳州太平府は太平縣東北二七里の太平故關城と關係があろう。この關城は北魏太武帝期に設置されたもので、そもそも縣名も關名に因ったものである。[88] 太原府白馬府は盂縣東北六里の山上に北魏期に置かれた白馬關と關係するようであるが、[89] 後世に白馬廢府と傳えられる地が陽曲縣西北五〇里に殘っており、所在地は大幅にずれることになる。[90] 代州雁門府は郭下雁門縣西北三〇里の西陘關、卽ち雁門關の地に比定出來よう。[91] 興州興城府は郭下順政縣南五里の興城關の地に比定出來よう。[92] 興城關は中央刑部司門曹直轄の中關の一である。澤州長平府は高平縣北五一里にある長平關に置かれたものであろう。[93] 蘭州金城府は郭下五泉縣のすぐ西の黃河渡津である金城津と關係しよう。[94] 北周武帝期に正規の渡津とされ、隋開皇一八年（五九八）には關も置かれ、要衝としての重要度はより高くなった。河南府軹城府については先に濟源縣東南一三里の故軹城に比定したが、故關とも關係しそうである。濟源縣西一一里の太行山脈中の八陘（隘路）における第一陘に北齊河清二年（五六三）に軹關城が築かれており、東西對立期の重要な要衝となっている。[95] 軹城府はむしろこの故關に併置さ

れていたと考えるべきかも知れない。かく見てくると、所屬府州不明の高陵府も澶州臨黄縣東南三五里にある黄河渡津で關でもある古高陵津、卽ち唐代の盧津關の地に比定することが出來よう。[96]

以上の外、交通・軍事上の要衝に置かれたと見なし得る折衝府がある。京兆府武功縣の東三〇里に望苑驛が置かれている。長安から西へ一一〇里の主要街道上である。京兆府望苑府はこの驛に併置されていたものであろう。[97] 函谷舊關以西の一五里は「絶岸壁立し、岸上の柏林は谷中に蔭し、殆ど日を見ず」という險路が續き、古來、桃林塞とも呼ばれる難所であった。[98] 河南府柏林府と陝州桃林府はこの地に置かれたと考えられ、既述の河南府函谷府とも相い連繫する要害の地である。陝州底柱府は硤石縣東北五〇里の黄河漕運での最大の難所である底柱山、[99] 所謂三門峽の河岸に置かれていたことはまず閑違いなかろう。河中府石門府は解縣南を東西に走る中條山脈を南北に拔ける隘路である白陘嶺の河東側入口に當る石門の地に比定出來る。[100]

以上に見てきた中で、故關、故津とあるものは、隋唐期には廢せられていたものであろうが、分裂期に比して重要度はいささか減じたとは云え、交通・軍事上の要衝である點は變りはないはずで、そのような地であるが故にこそ折衝府が置かれていたと考えられるのである。

(4) 渠水と折衝府

京兆府白渠府は關內道渭北の重要渠水である三白渠の流域、恐らくは主要な斗門のある地に置かれたと考えられる。[101] 華州羅文府は鄭縣東南一五里の羅文渠と關係しよう。[102] この地は五代初期に羅文塞という要塞が設置され、後梁と晉との攻防の場となっている。[103] 重要渠水の管理は中央都水監が、その他は府州縣が擔當し、近邊の農民が管理維持のための勞役に動員されていたことは、敦煌出土の開元二五年「水部式」殘卷に詳細に見え、第三九～四〇行に「揚州揚子津の斗門二所は、宜しく管する所の三府の兵及び輕疾內に於て、量り差して分番守當せしめ、須うるに隨いて開閉すべし」とあるよう

に、揚州三折衝府の府兵が取水口である斗門の開閉を行うことを規定している。斗門附近を府兵が常時巡回して不法取水等に對する監視がなされていたことが判ろう。

三　歴史的地理的にみた折衝府

前節ではもっぱら地理的立地の視點から折衝府の設置地點を見た。本節ではその點を踏まえつつ、北魏分裂以降の東西魏、そして北周・北齊の華北における嚴しい對立抗爭、隋による南北の統一、隋末の動亂を經て、唐が群雄勢力を平定して再統一を達成するまでの約八〇年閒を通時的にたどりながら、唐の折衝府の設置地點がどのような意味をもつかを檢討したい。そのような檢討により、唐代府兵制のソリッドな制度史面の研究ではほとんど見落されていた、新たな側面が浮び上ってくるであろう。

まず東西魏及び北周・北齊の對立抗爭期に表われる折衝府名と同一名の戰略要地を拾い出してみよう（年次は西魏・北周の年號で示す）。大統四年（五三八）、東魏の太師高歡は晉陽を出擊して洛陽を攻擊し、西魏の長孫子彥が守備する金墉城を攻陷した。[104] 金墉城は曹魏明帝期に漢魏洛陽城西北隅の外側に增築された一種の要塞城で、東西魏の時期にもまさしく軍事要塞として用いられていることが判るとともに、名稱上の一致や城址であることなどからも、唐代の河南府金墉府という折衝府はこの金墉城址に置かれたことは確實である。廢帝元年（五五二）、北齊文宣帝は自ら離石に赴き、長城四〇〇餘里の建設と三六戍の設營を陣頭指揮している。[105] 漠北の突厥及び柔然に對する北邊防備の強化である。離石の地は北魏期に離石鎭とされ、北周の北齊併合後には石州治所となり、隋唐に繼承されている。[106] 北邊防備上の一據點であることから、石州郭下離石縣城內に置かれたのが石州離石府であろう。北齊天保九年（五五八）、名將斛律光は北周が河東南部に設けた絳川・白馬・澮交・翼城の四戍を奪取している。[107] 絳州の絳川府、翼城府はこの鎭戍址に置かれたと考えられよう。保定三年（五六三）三月、北齊側は斛律光が步騎二萬を率いて太行八陘の一である軹關の西に勳掌城を築き、さらには長城二〇〇里

と一二戍を築いている。[108] 西側に對する防備強化であり、長城は所謂內地長城であることは言うまでもない。翌保定四年には、北周の楊檜は軹關を突破したものの東に深入りしすぎて孤立し、北齊婁叡に擊破され捕虜となっている。[109] 前節でふれたように、軹關の地に軹城府が置かれることになる。翌五年十月、やはり既述の函谷關城が北周によって通洛防として要塞機能がより一層強化され、中州刺史として賀若敦が重兵をもって鎭している。[110] このような經緯からも、河南府函谷府は陝州靈寶縣の舊關ではなく、河南府新安縣の新關に併置されたと考えてよい。天和元年（五六六）七月、北周は長安西面に武功・郿・斜谷・留谷・津坑等の諸城を築き軍隊を駐屯させている。[111] 吐谷渾に對する對策、あるいは一二年前における後梁の人士一〇餘萬人の關中遷徙後の治安對策であろう。ここに見える留谷城こそは鳳翔府留谷府が置かれることになる城塞に違いない。また郿城も岐州（鳳翔府）郿邑府とされること、全く同樣である。無論、これら諸城が北周期においてすでに府兵の駐屯する軍府であった可能性もある。天和四年（五六九）九月、北周の齊公宇文憲、柱國李穆は洛陽西面の宜陽に進出し、北齊の糧道を遮斷するために宜陽城を包圍するとともに、崇德等五城塞を築いている。[112] この宜陽城は北魏期の一合塢址で、北周は攻陷後に重兵を配して對北齊のための重要據點とした。唐初に縣西の隋離宮名に因んで福昌縣と改稱された。[113] 宜陽の地は東西兩勢力にとってともにきわめて重要な戰略的要衝で、この後も繰り返しこの地をめぐる攻防戰が展開されている。河南府宜陽府は宜陽城、卽ち福昌縣城內に置かれたことはまず確實である。天和六年（五七一）二月、北齊の斛律光は西境に當る汾北の地に平龍・衞壁・統戎等一三鎭戍を築き、係爭の地での防衞強化を圖っている。[114] 同年五月、北周の晉公宇文護の命をうけた中外府參軍郭榮は慈州吉昌縣の西、姚秦期に築かれた姚襄城の南、定陽城の西に城塞を築き、北齊の攻擊を退けている。[115] これらのいずれかが慈州吉昌府が置かれることになる城塞であろう。建德五年（五七六）一〇月に始まる北周の北齊平定戰においては、河東の北齊側城塞が次々に攻陷されていくが、それら城塞中の平陽城や永安城は、[116] 地理的に晉州平陽府や河中府永安府とほぼ完全に一致する。

折衝府の立地が北周と北齊の嚴しい對立關係を反映したものであることを示す事例は『通典』にも見えている。河南府

伊陽縣條には「後周、兵を此に置き齊に備う」（巻一七七州郡七）、永寧縣條には「後周の黄盧・同軌・永昌三城、以て齊に備うなり」（同前）、王屋縣條には「今の縣東二十里の齊子嶺、周齊分境の處」（同前）などと見え、河南府伊陽府、同軌府、王屋府の所在地とほぼ完全に重なることが判るであろう。また絳州垣縣條に「古皋落城有り、西魏、此に邵郡を置き以て東魏に備う」（巻一七九州郡九）と見える古城址は絳州垣城府に比定出來よう。

統一隋の時期になると、突厥の南侵に備えるために築かれた城塞で折衝府と關連するものが見えるようになる。開皇一九年（五九九）、東突厥の内紛で隋に降った啓民可汗を敵對する達頭可汗の攻撃から掩護するために、雲州雲中縣の恆安鎮に一萬の援軍を送り込んでいる。[117] さらに翌年にも恆安鎮附近に金河・定襄二城を築き、啓民可汗のために防備強化を圖ったが、翌仁壽元年（六〇一）には達頭可汗によって恆安鎮を攻陥されている。[118] 武德三年（六二〇）、突厥によって隋王に擁立された楊正道は、亡命漢人一萬人とともにこの定襄城に據っている。[119]

次に隋末の大動亂期から唐の創業期に至る歴史展開の中で、折衝府と關連する地を拾い出してみよう。義寧元年（六一七）七月、高祖李淵集團が太原から汾水沿いに河東を南下する途次、晉州の霍邑に據る隋將宋老生に進撃を阻まれ、やむなく霍邑西北五〇餘里の賈胡堡で足止めを餘儀なくされたことは前節でも言及した。ここで霍山神のお告げで閒道を得て危機を打開したことは有名な創業期のエピソードであるが、賈胡堡の位置は汾水河谷の隘路である雀鼠谷の南口に當る。[120] 汾州賈胡府はこの賈胡堡という堡城に置かれたことはまず閒違いなかろう。武德元年（六一八）正月には、洛陽の王世充に對して東方からの攻勢を強める李密は、既述の漢魏洛陽城西北隅外の金墉城を占據している。[121] 河南府金墉府が置かれたと考えられる軍事要塞である。同年四月、江都で煬帝を弑害した宇文化及は北上して長安・洛陽を伺うが、鞏洛に據った李密によって西進を阻止されている。[122] 鞏洛は洛水が鞏縣で黄河に合流する地點で、既述のように渡津の地でもあり、戰時にあっては當然のことながら戰略的要衝となることはこの事例が示す通りである。河南府鞏洛府の歴史的、地理的立地は自ずと明らかであろう。同年九月、隴西方面から關中への進出を狙う薛舉はその子薛仁杲を渭北にまで侵攻させるが、邠

州の宜祿川で唐側の反擊により大敗している。[123] 邠州宜祿府は宜祿縣城内に置かれていたか、あるいは宜祿川沿いに置かれていたか、いずれにせよ戰略的要衝であることに變りはない。同年一二月、一度は唐側に歸順した李密が華州で再び離叛を謀る際、「桃林縣を破り、其の兵糧を收め、北走して河を渡るに若かず」という戰術をとるが、[124] 既述の桃林塞のある地が戰略的要衝としてここに登場する。陝州桃林府が置かれたと考えられる地である。武德二年（六一九）二月には唐は王世充が築いた「河内堡聚三十一所を攻め下」し、[125] 同三年四月には幷州太原府附近に劉武周が築いた「城堡百餘所を下」し、[126] 同年八月には王世充が邙山上に築いた「堡聚二十餘を降」している。[127] 同年十月には王世充側の陽城縣令が「諸堡を帥いて降」り、十一月には襄陽方面でも「其の城柵十四を下」している。[128] ここで注目すべきは河東や河南方面で多數の城塞が攻取されている點である。この間の武德二年七月には、唐は初めて長安及びその周邊に十二軍を置き、關内の諸府が各軍に統率されることになる。これがその後に整備される府兵制の基礎となるのであるが、[129] 關内道から河東道や河南道、さらには全國的に順次增設されていく折衝府の多くは、再統一の過程で群雄勢力から奪取した戰略的要衝の城塞が再利用されたと考えてよかろう。武德二年十月、河東において劉武周の攻勢が強まり、「晉州以東（北の誤りか）の城鎭は俱に沒」し、[130] 抗し切れなくなった唐側の晉州行軍總管裴寂は蒲州等二州の民を「城堡に勒入せしめ、其の積聚を焚く」という堅壁清野策を取るが、大敗してしまう。ここにも河東方面の多數の城鎭、城堡の存在が見えている。武德三年十一月、突厥及び夏州に據る梁師都と同盟關係にあった雲州總管郭子和は、盟を破って梁師都から寧朔城を奪取し、[131] 同九年三月には梁師都が南侵して唐から靜難鎭を奪取している。[132] 寧朔城は夏州寧朔縣城で、寧朔府は縣城内に置かれていたと見てよかろう。また靜難鎭の正確な場所は不明ながら、夏州の南であれば寧州靜難府が置かれた城鎭に比定出來よう。

結　語

唐代府兵制を支えた全國六百數十府の折衝府がどのような地に置かれていたかを歷史的、地理的に考察してきた。折衝

府が州縣城郭内に置かれている事例を含めて、その多くは固有の城壁をもつ軍事基地としての構造をもつこと、つまりは事實上の軍鎭と言ってよいものであることがほぼ確認出來た。と言うことは、折衝府が單に農民を府兵として徵兵し軍事訓練を施すといった機關に止まるものではなかったことを意味しよう。本稿でミクロ的に檢討した折衝府の立地を以下にまとめておこう。

折衝府は唐朝の國家的重要施設を保全するべき役割の一端を擔っていたと言える。折衝府が帝陵や離宮と同所ないし至近の地に置かれている事例を示したが、これは決して偶然ではない。廣域な陵區の立入り禁止地區の警備巡回といった日常的な警護任務、皇帝が滯在しない期間の離宮のやはり日常的な警備管理任務を擔わされていたのが、これら近鄰する折衝府所屬の府兵であったと考えられるからである。折衝府武官が離宮の留守となっている事例を示したが、武官が單身でそのような肩書を帶して任務に當っていたとはとうてい考え難く、必ずやしかるべき人數の府兵を帶同して任務を遂行していたはずである。帝陵に附設されたとおぼしき折衝府として、高祖獻陵の頻陽府や天齊府等、太宗昭陵の九嵕府だけが見え、高宗乾陵以後の帝陵に近鄰する府名が見い出せないのは、何ら疑問とするには足らない。壽陵として乾陵が造營される頃には、府兵として徵兵すべき軍府州の農民の兵役忌避による逃亡がすでに顯在化し始める時期であり、帝陵護持のためだけに折衝府を新設出來るような情勢にはもはやなかったからである。このことは離宮警護のために附設された折衝府の事例がより明確に示している。離宮と關係すると見なした折衝府の事例の全ては、隋代以來の離宮や唐初に再置ないし新置された離宮に關係するものばかりであり、七世紀後半以降に新置される離宮名と關係するものが見い出せないからである。

また白渠や羅文渠といった京畿の主要な渠水に沿った地點にも折衝府が置かれていることも明らかになった。

さらに隋末の動亂期とは言え、規模最大かつ最重要の中繼倉である洛口倉城内に二府が進駐して防禦強化が圖られていることが確認出來た。平時にあっても重要倉が府兵によって日常的に警備されていたことは、例えば京兆府宣化府折衝都

尉が東都含嘉倉使という使職を帶びていたこと、幽州開福府別將が專知倉庫（恐らくは幽州の倉）を兼務していたことから推察出來る。[133] 以上のように、帝陵、離宮、渠水、倉庫といった皇帝ないし國家の重要施設に折衝府が附設される形で置かれていたことは、本稿で示すことが出來た事例以外にも少なからず存在していたはずである。

次に關城や渡津、あるいはそれらとも重なる交通上、軍事上の國內要衝に折衝府が附設されていることが認められた。關津には關令以下、津吏に至る官吏が置かれているが、彼等の職掌は往來者の過所を檢問する等の文書處理が主たるものであり、犯罪者や不法通過者の追捕、その他日常的な警備のための兵力が一定數配備されていたと當然考えねばならない。前揭の敦煌出土「水部式」殘卷に浮橋一般の管理維持に用いるべき勞力として、「皆な先ず當津の水夫及び配する所の兵を役す。若し足らざれば、兼ねて鎭兵及び橋側の州縣の人夫を以て充つ」（第一三五～一四〇行）と規定し、黃河上游の渡津かつ關である會寧關及びその他の渡津について、「兵を着（とど）め防守せしめ、北岸に停泊せしむることなからしむべし。自餘の緣河の渡るに堪う處は、所在の州軍に委ねて嚴に捉搦を加う」（第五四～五五行）と定めており、[134] ここに見える「所配兵」、「鎭兵」、「所在州軍」は關所及び渡津に兵力を配備することを制度上でも明示しており、この兵力とは折衝府所屬の府兵以外にはあり得ない。さらには府兵を統率する折衝府武官が黃河三大浮橋の一で關も置かれていた河陽橋に駐在していた事例が石刻史料で確認出來る。[135] 重要な關所や渡津と名稱が一致し、あるいは至近の地に比定し得る折衝府は、關所や渡津の存在と無關係であるとは考えられない。兩京を取り圍む地域の關所や渡津に附設されたと見なし得る折衝府は言うまでもなく、その他の所在不明の折衝府にあっても、關所や渡津といった交通、軍事上の要衝には高密度に設置されていたと推測される。必ずしも關所や渡津の地ではなくとも、しかるべき交通、軍事上の重要地點にも折衝府が置かれていたことが確認出來ることも、唐朝の國內治安對策という政治的意圖に基づくものと言えよう。

府兵制の根幹機能を支えるとされる折衝府は、繰り返して言うことになるが、農民を府兵として徵兵し訓練するだけの機關ではなかった。國內の治安をいかに確保するかという創業期の苦難の經驗から、それぞれしかるべき地點に置かれる

べくして順次に増設されていったと考えられる。確かに統一隋の時期、創業期の唐においては、漠北遊牧勢力に對する邊防の地に置かれた折衝府もいくつか見い出すことは出來るが、これら外敵に對する國防上の顧慮に基づく折衝府の設置よりも、むしろ壓倒的に國内に目を向けた折衝府の設置が多いことに注目せねばならない。折衝府の配置がもっぱら國内向けの戰略思想に基づくものであったことは、北魏の分裂から唐の成立に至る歴史展開を跡附けることによって明確となったはずである。すなわち、東西魏への分裂から北周・北齊併立に至る時期、元は北魏という同根であるが故に正統性をめぐる激烈な霸權爭いが華北で閒斷なく繰り廣げられ、兩者によって國境線附近や國内要衝に數多くの城塞・軍壘が築かれた。これら城塞・軍壘は兩者の對峙する地理的構圖からして、そのほとんどは關中、河東、河南の地に築かれたのは當然であった。北周が北齊を併合して華北を統合すると、重要據點を除いて、それらの多くは廢せられ駐屯兵力も撤收されたであろうが、廢せられたものは故城址や故壘として殘存したままであったはずである。隋の統一期を經て、隋末の全國的叛亂によって多くの群雄勢力が各地に割據する混亂分裂の情勢は史上空前のものであった。全國各地の群雄勢力はかっての故城址や故壘を再建修築し、あるいは新たに構築して地域支配の據點とするとともに、それらをめぐる攻防戰が激しく展開された。この時期に再築ないし新築された城塞や軍壘がおびただしい數にのぼったことは、唐が再統一の過程で「保聚三十一所」、「城堡百餘所」、「保聚二十餘」、「城柵十四」を順次奪取するという史料上にあらわれたごく限られた事例だけからも十分にうなずけよう。隋末唐初の史料上に表われるこれら攻防對象となった城塞や軍壘の類いは、もっぱら唐側の立場から記錄として殘ったものであるために地域的にはかなり限られたものになっているが、全國的に似たような情勢であったであろう。とは言え、關中に據る創業期の唐にとっては、河東及び河南方面の敵對勢力との戰いが最も熾烈であったから、これら地域の城塞や軍壘の戰略的重要性は奪取後においても、その後の再統一戰略上においても、十二分に顧慮されていたはずである。そしてこれら城塞や軍壘が折衝府として順次再編されていくことになる。

折衝府の所在をこのような歴史的展開のなかで檢討することによって、なぜかくも偏った分布となっているかという問

題については自ずと解答が得られるであろう。そして折衝府が國家の主要施設の警護、さらにはもっぱら國内要衝における治安維持を日常的に擔うべく設置された軍事基地としての役割を當初より課せられたものであるからには、農民を府兵として點簡し、農閑期に戰鬪訓練を施し、京師及び邊境へ衞士として上番せしめるだけの機能をもつものでないことも自明である。府兵が上番勤務の外に所屬折衝府において日常的軍務に着いていたとすれば、上番外にあっては「一般の農民と同様に田野に於て耕作に従事して居た」[136]とはとうてい言えない激務であり、成丁時期のほぼ全期間を兵役義務によって拘束されていたことになる。このような軍府州での府兵に徵發せられた農民の過重な負擔は、從來の府兵制に關する制度史的研究ではほとんど言及されてこなかった。制度上に表われる府兵の京師への上番距離等によって生じる負擔の不均衡といった様々な議論のある問題も、まず折衝府の偏在という既成事實があって、それらを包括する形での制度化が進められる過程で生じたある意味では必然的なひずみと考えるべきものであろう。西魏に始まる前期府兵制、開皇十年の統一隋による再編せられた後期府兵制という制度史上の流れのなかで、唐の府兵制は言うまでもなく後期府兵制を直接に繼承したものではある。しかし、それに加えて隋末の大動亂を經て唐の再統一に至る間の、唐創業期における苦難の軍事的經驗が唐の府兵制には色濃く投影されており、内亂やそれによって引き起される分裂狀態を抑止せんとするもっぱら國内に目を向けた軍事戰略に基づくものであったがために、折衝府の偏置もいわば必然的な歷史的産物であったと言えよう。

註

(1) 「唐代府兵制の一考察―折衝府武官職の分析を通して―」(一九九五 『中國中世史研究 續編』 京都大學學術出版會)。

(2) 李方氏は賀梓誠氏が本墓誌を元域府と誤讀したものをそのまま孫引きしている。

(3) 河南府濟源縣にも同名府がある。

(4) 絳州にも同名府がある。

(5) 京兆府所屬の義豐府の誤記である可能性がある。

(6) 岐州鳳翔府所屬の邵吉府の誤記である可能性がある。

(7) 隋の豫州は唐の蔡州である。

(8) 李方氏は雙城府と誤讀している。

(9) 汾州所屬の六壁府と同一府であろう。

(10) 『元和郡縣圖志』卷一三太原府盂縣條「縣城、本名原仇城。」
(11) 太原府所屬の豐川府と同一府である可能性がある。
(12) 相州所屬の臨漳府の誤記である可能性がある。
(13) 『長安志』卷七「城內一百八坊。韋述記曰、其中有折衝府四。」同卷七・八・十の各坊條。
(14) 『元和志』卷一六・三九・四〇。同卷四〇「壽昌縣、本漢龍勒縣。（中略）隋大業十一年、於城內置龍勒府。武德二年、改置壽昌。」
(15) 『長安志』卷一四興平縣條「槐里故城、卽犬邱城、在縣東南十里。周十二里、崇二丈五尺、晉太康中、始平郡治也。」
(16) 『元和志』卷二鄠縣條、『長安志』卷一五同條。
(17) 『史記』卷五秦本紀厲共公二一年條正義所引『括地志』、『元和志』卷二美原縣條。
(18) 『唐會要』卷七〇州縣改置上「雲陽縣、武德元年、分雲陽縣爲石門縣。三年、仍置東泉州、移雲陽縣於縣南十五里水衡城。貞觀元年、廢泉州、改石門縣爲雲陽。」
(19) 『通鑑地理通釋』卷四二所引『括地志』、『元和志』卷二華州鄭縣條。
(20) 『史記』卷五七絳侯周勃世家正義所引『括地志』。谷氏『校補』では『新志』に懷德府を華州所屬とするのは誤りで、同州所屬とすべきであるとしている。
(21) 『元和志』卷二鳳翔府寶雞縣條、『太平寰宇記』卷三〇同條。
(22) 『舊唐書』卷三八地理志隴州吳山縣條、『寰宇記』卷三〇同條。
(23) 『通典』卷一七三州郡三寧州彭原縣條、『寰宇記』卷三四同條。
(24) 『寰宇記』卷三四寧州襄樂縣條。
(25) 『通典』卷一七三州郡三坊州中部縣條、『元和志』卷三同條。
(26) 『元和志』卷三延州延昌縣條。
(27) 同右卷四靈州鳴沙縣條、『寰宇記』卷三六同條。
(28) 『資治通鑑』卷一八三大業十二年七月條。
(29) 同右卷一八四義寧元年九月條。
(30) 『通典』卷一七七州郡七河南府緱氏縣條、『元和志』卷五同條。
(31) 『寰宇記』卷五二孟州濟源縣條。
(32) 『史記』卷六九蘇秦列傳正義・同卷九呂太后本紀正義所引『括地志』、『寰宇記』卷五二孟州濟源縣條。
(33) 『寰宇記』卷五二孟州濟源縣條。
(34) 『史記』卷四三趙世家趙衰條正義所引『括地志』。
(35) 同右卷四周本紀襄王十六年條正義・同卷七六平原君列傳正義所引『括地志』、『寰宇記』卷五二河南府溫縣條。
(36) 『元和志』卷五河南府新安縣條、『通鑑』卷一八八武德三年四月・七月條。慈潤府は『新志』に見えない所屬府州不明の折衝府で、貞觀一五年沒の杜榮墓誌に彼の隋代での釋褐官として「慈潤府司馬」と見えるものである。本墓誌の拓本寫眞（『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』11—103）でも明らかに慈潤と讀めるが、慈潤の誤刻である可能性が大であ

る。

(37) 『元和志』巻八鄭州新鄭縣條。

(38) 『水經注』巻四河水篇四「河水又南、逕陶城西。（中略）然陶城在蒲坂城北、城卽舜所都也。」、『元和志』巻一二河中府河東縣條。

(39) 『元和志』巻一二河中府虞鄉縣條、『寰宇記』巻四六同條。

(40) 『元和志』巻一二河中府臨晉縣條、『寰宇記』巻四六同條。

(41) 『元和志』巻一二絳州聞喜縣條。『寰宇記』巻四七曲沃縣條では「桐鄉城在曲沃縣西南」と作る。

(42) 『史記』巻一〇文帝本紀元年條正義・同巻四九外戚世家正義所引『括地志』。

(43) 同右巻六秦始皇本紀九年條正義所引『括地志』、『元和志』巻六陝州垣縣條。垣縣は貞元三年に河東道絳州から河南道陝州に移管された。

(44) 前註(43)『史記』同條正義所引『括地志』「蒲邑故城在濕州濕川縣北四十五里。」谷氏『校補』では「(蒲邑)府屬絳州、或縣地遷析之故」と地理的ズレを説明されるが、隰州隰川縣の北であれば、絳州域とはかなり距離的に離れすぎの嫌いがある。

(45) 『太平御覽』巻一九三居處部二一城下所引『郡國志』。

(46) 『元和志』巻一三汾州孝義縣條。

(47) 同右巻一三汾州靈石縣條、『新志』巻三九同條、『大唐創業起居注』巻三。

(48) 『御覽』巻一七六居處部六臺下所引『郡國志』。

(49) 『元和志』巻一四雲州條、『寰宇記』巻四九同條、『通鑑』巻一九二貞觀元年五月條。

(50) 『元和志』巻一五邢州青山縣條、『寰宇記』巻五九同條。

(51) 『元和志』巻一六相州鄴縣條、『寰宇記』巻五五同條。

(52) 『舊志』巻三九江陵府夷陵縣條、『新志』巻四〇同條。

(53) 『隋書』巻四八楊素傳、『通鑑』巻一七七開皇九年正月條。

(54) 長安二年沒「勝州都督王侁墓誌」（『芒洛三編』等）。

(55) 『元和志』巻三九洮州臨潭縣條。

(56) 同右巻三九岷州和政縣條。

(57) 『史記』巻六秦始皇本紀二六年條正義所引『括地志』。賀次君輯校『括地志輯校』（一九八〇　中華書局）二二四頁では「芳州、扶〔州〕、松府」と州字を補い、芳州、扶州、松州の三州と讀んでいるが、全くの誤讀である。

(58) 『元和志』巻四〇涼州姑臧縣條、『新志』巻四〇同條。

(59) 『寰宇記』巻一二九壽州安豐縣條。

(60) 『元和志』巻二五潤州金壇縣條、『新志』巻四一同條、『寰宇記』巻八九同條。

(61) 『通典』巻一七六州郡六彭州導江縣條、『元和志』巻三一同條、『舊志』巻四一同條。

(62) 『寰宇記』巻五三懷州修武縣條。

(63) 『通鑑』巻一八三大業一二年一二月條胡注所引『革命記』。

(64) 『永樂大典』巻五二〇四・一六葉表。

(65) 同右巻五二〇四・一六葉裏。北齊とあるのは北周の誤りで

あろう。信僮府は『新志』では信童府に作る。この史料はまた原仇府、歸業府、信僮(童)府と折衝府名の變遷を示してくれる。

(66) 同右巻八〇九二・一三葉表所引。張國淦『中國古方志考』五六四頁(一九六二　中華書局上海編輯所)に據れば、この『臨川志』は南宋期の編纂である。『新志』巻四一撫州條では折衝府が置かれたことは記していない。

(67) 天一閣藏明代地方志選刊第二四册。『新志』巻三八潁州條では折衝府が置かれたことは記していない。

(68) 『金石萃編補遺』巻一、『關中金石文字存逸考』巻七・三原縣條。

(69) 『元和志』巻一・三原縣條、『長安志』巻二〇同條。但し後者は「東十八里」に作る。

(70) 『元和志』巻一・三原縣條、『長安志』巻二〇同條。但し後者は「二十里」に作る。咸亨四年沒の朱遠墓誌に「三原縣天齊府左果毅」と天齊府の所在縣を明記している(『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』15—184等)。

(71) 奉陵戶の具體的あり樣については、拙稿「唐代京兆府の戶口推移」(『唐代地域社會史研究』　一九九七　同朋舍出版)參照。

(72) 『長安志』巻一五臨潼縣條、『新志』巻三七昭應縣條。

(73) 『元和志』巻二京兆府鄠縣條。

(74) 同右巻二同州朝邑縣條、『新志』巻三七同條、『通鑑』巻一八七武德二年正月條。

(75) 『元和志』巻二同州馮翊縣條、『新志』巻三七同條、『大唐六典』巻六刑部司門曹條。

(76) 『新志』巻三八虢州湖城縣條。

(77) 『隋書』巻三〇地理志中河南郡陝縣條、『通鑑』巻一八二大業九年七月條。

(78) 前註(1)拙稿參照。

(79) 『元和志』巻五河南府汜水縣條、『舊志』巻三八孟州汜水縣條。後者では「成皋府在縣北」とあり、位置がややずれる。

(80) 『元和志』巻五河南府緱氏縣條、『新志』巻三八同條。

(81) 『元和志』巻五河南府新安縣條、同巻六陝州靈寶縣條。

(82) 『通典』巻一七七州郡七河南府新安縣條「縣東北一里有漢故函谷關。(中略)後周改故函谷關城爲通洛防、以備齊。」

(83) 『通典』巻一七七州郡七汝州魯山縣條、『元和志』巻六汝州魯山縣條。

(84) 『寰宇記』巻五河南府鞏縣條。晉代の京相璠の言を引用しているが、後述するように、唐初の群雄攻防地として見えるから、唐代にも渡津であったことが知られる。

(85) 『元和志』巻六陝州陝縣條、『新志』巻三八同條。

(86) 『大唐六典』巻六刑部司門曹條。永和關の所在は延州であるが、對岸が隰州永和縣である。

(87) 『通典』巻一七七州郡七絳州正平縣條、『元和志』巻一二同條。

(88) 『元和志』巻一二絳州太平縣條、『寰宇記』巻四七同條。『新志』巻三九同條では「有太平關、貞觀七年置。」としている。だとすれば故關ではないことになる。

(89) 『元和志』巻一三太原府盂縣條。
(90) 『永樂大典』巻五二〇四太原府六古蹟條「白馬廢府、在陽曲縣西北五十里、白馬掌府兵之地。按舊經云、隋書謂之故府、則唐室已廢。」
(91) 嚴耕望『唐代交通圖考』第五巻「河東河北區」一三四九～五〇頁（一九八六　中央研究院歴史語言研究所）参照。
(92) 『元和志』巻二二興州順政縣條、『大唐六典』巻六刑部司門曹條。
(93) 『元和志』巻一五澤州高平縣條。
(94) 同右巻三九蘭州五泉縣條、『寰宇記』巻一五一同條。
(95) 『通典』巻一七一州郡一序・北齊條、『元和志』巻一六懐州河内縣條、『寰宇記』巻五二孟州濟源縣條。
(96) 『元和志』巻一六澶州臨黄縣條、『寰宇記』巻五七澶州觀城縣條。
(97) 嚴氏前掲書第二巻「河隴磧西區」三七四頁参照。
(98) 『元和志』巻六陝州靈寶縣條。
(99) 同右巻六陝州硤石縣條。
(100) 同右巻一二河中府解縣條。
(101) 同右巻二京兆府涇陽縣條、『長安志』巻一七涇陽縣・高陵縣條、『長安志圖』巻下「涇渠總圖」。前註(71)拙稿参照。
(102) 『新志』巻三九華州鄭縣條に「皆開元四年、詔陝州刺史姜師度疏故渠、又立隄以防水害。」とあるが、故渠とあるから唐初に渠水として機能していた可能性は少なくない。
(103) 『舊五代史』巻二三劉鄩傳「(貞明六年) 其年九月、晉將李嗣昭率師來援、戰於(同州)城下、王師不利、敗兵走河南、橋梁陷、溺死者甚衆、鄩以餘衆退保華州羅文寨。」『通鑑』巻二七一後梁貞明六年九月條ほぼ同文。
(104) 『通鑑』巻一五八梁大同四年八月條。
(105) 同右巻一六四梁承聖元年十月條。
(106) 『元和志』巻一四石州條及び郭下離石縣條。
(107) 『北齊書』巻一七斛律光傳。太原府に白馬府があるが、ここに見える白馬戍とは距離がありすぎるから、別所であろう。
(108) 同右同傳、『通鑑』巻一六九陳天嘉四年三月條。
(109) 『周書』巻三四楊檦傳、『通鑑』巻一六九陳天嘉五年十月・十一月條。
(110) 『周書』巻二八賀若敦傳、『通鑑』巻一六九陳天嘉六年十月條。
(111) 『周書』巻五武帝紀上天和元年七月條、『通鑑』巻一六九陳天康元年七月條。
(112) 『周書』巻一二齊煬王憲傳、『通鑑』巻一七〇陳太建元年九月・十一月條。
(113) 『元和志』巻五河南府福昌縣條。
(114) 『北齊書』巻一七斛律光傳、『通鑑』巻一七〇陳太建三年正月條。
(115) 『通典』巻一七九州郡九慈州吉昌縣條、『通鑑』巻一七〇陳太建三年五月・六月條及び同條胡註。
(116) 『通鑑』巻一七二陳太建八年十月・十一月條。
(117) 同右巻一七八開皇一九年十月條。
(118) 同右巻一七九開皇二〇年四月條及び同條胡註、同仁壽元年

正月條。

(119) 『舊唐書』卷一九四上突厥傳上。

(120) 『通鑑』卷一八四義寧元年七月・八月條。前註(47)參照。

(121) 同右卷一八五武德元年正月條。前註(104)參照。

(122) 同右卷一八五武德元年四月條。

(123) 同右卷一八六武德元年九月條。

(124) 同右卷一八六武德元年一二月條。前註(84)參照。

(125) 同右卷一八七武德二年二月條。

(126) 同右卷一八八武德三年四月條。

(127) 同右卷一八八武德三年八月條。

(128) 同右卷一八八武德三年十月・十一月條。

(129) 『舊書』卷一高祖本紀武德二年七月條、『通鑑』卷一八七同條。谷氏『考釋』一二八頁以下參照。

(130) 『舊書』卷五七・『新書』卷八八裴寂傳、『通鑑』卷一八七武德二年十月條。

(131) 『通鑑』卷一八八武德三年十一月條。

(132) 同右卷一九一武德九年三月條。

(133) 前註(1)拙稿參照。

(134) 拙稿「唐代の橋梁と渡津の管理法規について—敦煌發見「唐水部式」殘卷を手掛りとして—」(一九九三 梅原郁編『中國近世の法制と社會』所收 京都大學人文科學研究所)參照。

(135) 前註(1)拙稿參照。

(136) 濱口重國「府兵制度より新兵制へ」(一九六六『秦漢隋唐史の研究』上所收 東京大學出版會)。

A RE-EXAMINATION OF THE *FU-BING* SYSTEM 府兵制 IN THE TANG PERIOD—A HISTORICAL AND GEOGRAPHICAL ANALYSIS OF *ZHE-CHONG-FU*

OTAGI Hajime

The *zhe-chong-fu* 折衝府, which supported the Tang *fu-bing* system, numbered more than six hundred and were scattered throughout the country. They were, however, concentrated at specially fixed sites. If we examine the individual *zhe-chong-fu* in their historical and geographical detail, we find that many of them were established at fortresses built at strategic points during the period of warfare from the division of the Bei-Wei 北魏 to the founding of the Tang empire. We also find that the function of the *zhe-chong-fu* was not only concerned with the draft, drill and rotating capital guard, but in addition they served as military bases from which to carry out the daily rule of law.

A STUDY OF THE EXPANSION OF THE *FU-BING* 府兵 MILITARY SYSTEM AND THE SOLDIERS INVOLVED IN THIS IN TANG-DYNASTY XI-ZHOU 西州 PROVINCE

KEGASAWA Yasunori

Following its destruction of the Qu state of Gaochang 麴氏高昌國 in Zhenguan 貞觀 14 (640), the Tang transformed this area into Xi-Zhou province and established it as an important point in the control of the Western Territories and the Silk Road. Following the conquest, the Tang established four *Zhechong-fu* 折衝府 (district military headquarters) within the new province and implemented the conscription of the local populace to serve as soldiers in the *fu-bing* system. This paper is an analysis of the actual workings of the *fu-bing* system and the true status of the soldiers in